

平成 20 年度 財団法人地方自治研究機構事業計画

地方自治の充実発展に寄与することを目的として、次の諸事業を行う。

1 地方公共団体が所管する行政分野に関する調査研究

分権型システムへの転換が具体化するに伴い、地方公共団体が担当する行政分野が拡大し、自らの判断と責任により処理しなければならない課題が増大していることから、地方公共団体が所管する行政分野に関し、対応を迫られる諸問題について、調査研究を実施する。

2 地方公共団体からの調査研究の受託

個々の地方公共団体が直面している諸課題の解決に協力するため、調査研究を受託する。

3 地方公共団体が関係する調査研究に関する情報の収集及び提供

地方公共団体が関係する調査研究に関する情報を多角的、効率的に収集するとともに機関誌の発行などを通じて、地方公共団体へ調査研究に関する情報の提供を行う。

4 地方公共団体の政策の企画立案能力の強化に関する支援

地方公共団体の政策の企画立案能力の充実強化を支援するため、地方公共団体の職員を対象とした講習会などを開催する。

5 地方公共団体の法制執務に関する支援

地方公共団体の法制執務を支援するため、例規、法令、判例等のデータベースによる情報提供機能の充実を図るとともに、地方公共団体の職員を対象とした法制執務講習会の開催、法制執務情報誌の発行及び法制執務に関する相談業務などを実施する。

6 その他機構の目的を達成するための必要な事業

上記事業のほか、地方自治の充実発展に寄与することを目的とする事業を実施する。